

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 9 月 2 日

【会社名】 株式会社吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成瀬 哲也

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番 2 号Daiwaリバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務経理本部長 石原 浩晃

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番 2 号Daiwaリバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務経理本部長 石原 浩晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年7月10日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2の規定に基づき提出いたしました臨時報告書につき、記載事項の一部に変更がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(7) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(7) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

28,700,000米ドル(本件取引完了時のKizukiの現預金、有利子負債及び運転資本等に係る調整を行い、最終的な取得価額を確定します。)

(注1) 割当予定先がYUSに対して有する譲渡代金支払請求権のうち金7,499,655米ドル(約1,219百万円)に相当する譲渡代金支払請求権が本第三者割当における出資の目的となり、残額については、本件持分取得契約に基づくKizukiの持分の譲渡にかかる前提条件の成就後最初に到来する月の第1営業日にYUSが現金で割当予定先に支払う予定です。なお、本件持分取得契約においては、上記取得対価に加えて、Kizukiの業績の達成度合いに応じてアーンアウト対価をYUSが割当予定先に支払う旨が定められています。

(注2) 本件取引全体の費用の概算額は286百万円です。当該費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。当該費用の概算額の内訳は、財務・税務アドバイザーに対するアドバイザー手数料、弁護士費用およびその他費用です。

(訂正後)

(7) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

28,700,000米ドル(本件取引完了時のKizukiの現預金、有利子負債及び運転資本等に係る調整を行い、最終的な取得価額を確定します。)

(注1) 割当予定先がYUSに対して有する譲渡代金支払請求権のうち金7,499,655米ドル(約1,219百万円)に相当する譲渡代金支払請求権が本第三者割当における出資の目的となり、残額については、2026年9月1日にYUSが現金で割当予定先に支払っております。なお、本件持分取得契約においては、上記取得対価に加えて、Kizukiの業績の達成度合いに応じてアーンアウト対価をYUSが割当予定先に支払う旨が定められています。

(注2) 本件取引全体の費用の概算額は286百万円です。当該費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。当該費用の概算額の内訳は、財務・税務アドバイザーに対するアドバイザー手数料、弁護士費用およびその他費用です。